

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当通知に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）1条に定める手当に係る請求人からの申請に対して、平成28年9月15日付けで行った重度心身障害者手当受給資格非該当通知（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のように本件処分の違法性を主張する。

本件処分は申請者（注：請求人を指す。）の実情を反映しておらず、申請者は重度心身障害者に相当する。

日常生活を介護に委ねざるを得ず、肢体不自由に加え、高次脳機能障害（精神障害者手帳1級）のもたらす症状は、失語、失行、失見当識等著しく、精神的変容等は壮絶で、その窮状は惨憺たるものである。常に他の介護を要し、常時、監視が必要な日々である。医師によれば、改善の見込みはなく、増幅、増悪の一途である。

本件処分取消しを求める。

なお、審査請求書には、参考資料①～⑥と付して、各種診断書4通、精神障害者保健福祉手帳（1級、転入によるもの。）及び身体障害者手帳（2級（左上肢機能障害3級、左下肢機能障害4級、体幹機能障害5級））の各写し並びに「打撲痕」と表題を付した普通紙印刷の画像2葉（被写体は妻と推測される。）が添付されている（以下、これらを「参考資料」という。）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月31日	諮問
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）
平成29年6月30日	審議（第10回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

重度手当の支給要件は、条例別表一号ないし三号に定める程度の障害のいずれかに該当することが必要とされ（条例2条、別紙1）、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について知事の認定を受けることとされている（条例4条）。

その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件を満たしている

か否かについての判定を行い、その結果を知事に報告し（条例 5 条、規則 7 条 1 項及び 2 項）、知事は、申請及び所長の報告に基づいて受給資格の有無を認定することとされている（規則 8 条 1 項及び 2 項）。

2 これを本件についてみると、所長は、判定のため〇〇医師に請求人を診察させ、本件診断書を作成させたことが認められる。

そうすると、請求人が重度手当の支給要件を満たすものであるか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書に反映されている本件診断書に記載された請求人の障害の程度及びその所見により、条例別表の程度の障害があるか否かを検討して行うのが相当と解される。

(1) 条例別表一号又は二号について

本件申請書には、請求人の障害の状況として、高次脳機能障害により条例別表一号に該当する旨、また、条例別表二号の⑥（体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの）及び⑧（前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの）に該当する旨の記入があることから、まず、請求人の障害が条例別表一号又は二号に該当するかどうかを検討する。

ア 条例別表及び要領の定め

条例別表一号は「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」と、同二号は「重度の知的障害であつて、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの（各号略）」と定め（別紙 1 参照）、いずれも重度の知的障害であることを要件とする。

条例の運用に係る事務を公平適正に行うため処分庁が作成した重度心身障害者手当取扱要領（昭和 48 年 8 月 1 日付 48 民障福第 425 号。以下「要領」という。）によれば、

「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいう、とされている。

イ 請求人の障害について

本件診断書の所見欄には「平成22年の交通事故後に高次脳機能障害と診断を受けるまで知的面には健常だった方。知的障害としては非該当であり、重度手当としては1号、2号いずれも該当しない。」と記載され、請求人に重度の知的障害はないと診断されている。

これらの記載から、請求人は、6年前、50歳代で交通事故により高次脳機能障害を負ったものであり、条例別表一号及び二号が要件とする「知的障害」（要領において「ほぼ18歳までの発達期に起きた障害である」とされている。）を有するとはいえない。したがって、条例別表一号、二号のいずれにも該当しないものと認められる。

(2) 条例別表三号について

次に、本件申請書には請求人の障害として条例別表三号に該当する旨の記載はないが、本件申請は重度手当の認定を求めてなされたものであるから、請求人が条例別表三号に該当するかどうかを、以下検討する。

ア 条例、要領等の定め

条例別表三号は、「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」と定める。

要領によれば、条例別表三号の該当者については、「両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であつて、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもの」とされ、ここでいう「両上肢及び両下肢の機

能が失われ」とは「四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。」と、「座っていることが困難」とは「体幹の筋力、平行機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。」と、「回復困難な重度の障害」とは「四肢及び体幹の障害が永続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。」とされている（要領第2・3(5)）。

なお、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号）は、障害要件を具体的にしたものであり、条例別表三号の両上肢及び両下肢の機能に関して要領が定める「簡単な身辺処理の用に供する」ことについて、以下のとおり記述する。

「『簡単な身辺処理の用に供する』状態とは次のような状態をいう。ただし、身体の障害ではなく、意識や精神の障害等により身辺処理ができない場合とは異なる、

- (ア) スプーンなどを保持して食事動作ができる。
- (イ) 寝返り、起き上がりができる。
- (ウ) 上肢を使って移動できる。
- (エ) 介助すれば立位、歩行ができる。」

また、同通知は、「座っていることが困難」な場合に関する「重度の障害」について、「重度の障害」とは、「(ア) 背もたれやシートベルトあるいは人的介助などがなければ、体幹を直立位に保持できないもの」かつ「(イ) 座位はイス座、正座、横座り、長座及びあぐらなどいかなる方法でも座

位を保持できないもの」の状態であるものをいう、とする。

イ 請求人の障害について

本件診断書の所見欄には「現在は両上肢挙上・保持可、手指の模倣（グーチョキパー）、指折りはゆっくりとだが左右差なく可。食事動作もこぼすがスプーン・フォークで可。実用手。体幹機能としても、10分程度の座位保持は可能。端座位も安定して可。下肢機能としては、右手で杖を使わないと椅子から立ち上がることはできないが、立ち上がれば杖を使って独歩可能。著しい四肢体幹の機能障害を有するとは認められない。」と記載され、請求人は「両上肢機能が失われているとは認められない、両下肢機能が失われているとは認められない、座位困難とは認められない」と診断されている。

これらの記載から、請求人は、こぼしはしてもスプーン・フォークで食事動作をすることができ、また、杖を使用してではあるが椅子から立ち上がって独歩することも可能であることから、「簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態」であるとはいえず、両上肢及び両下肢の機能が失われている状態ではない。

また、体幹機能についても、10分程度の座位保持が可能で、端座位も安定してできると本件診断書に記載されていることから、「物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者」であるとはいえない。

ウ 以上から、本件診断書の記載内容を要領等によって判断すると、請求人の障害の状態は、条例別表三号の「重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」には該当しない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分は請求人の実情を反映していないとして、本件処分の取消しを求めている。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映されている本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものと解されるどころ、本件診断書によれば、請求人の症状は、要領に照らし、条例別表一号又は二号の要件である知的障害に当たらず、三号が定める身体障害の程度にも至っていないことから、条例別表に該当すると判定すべき要素を欠いていると認定するのが相当であることは、上記2に記載するとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

なお、審査請求書に添付された参考資料について言及すると、自動車損害賠償責任共済後遺障害診断書等の各種診断書4通については、平成26年4月から平成28年3月までの間にいずれも重度手当とは異なる目的のために作成されたものであり、平成28年7月26日付けで作成された本件診断書に基づいてなされた本件の判定に影響するものとは認められない。また、精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳も、重度手当とは判定基準を異にする制度であり、本件の判定に影響するものとはいえない。ところで、痣の画像のプリントアウトは請求人の精神症状を示すために審査請求書の参考資料として添付されたものと推測するが、上記(2(1))のとおり、請求人は知的障害を有せず、条例別表一号には該当しないとす本件の判定に影響するものではない。

よって、参考資料は、いずれも本件処分の妥当性に影響を与えるものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 (略)

別紙2 (略)